NEWS RELEASE

千葉興業銀行

2019年8月30日

新たな追加型株式投資信託商品の取扱いを開始します!

~「グローバル3倍3分法ファンド」~

株式会社千葉興業銀行(頭取 梅田 仁司)は、多様化するお客さまニーズにお応えするため、 2019年9月3日(火)より、以下の追加型株式投資信託商品の取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱いを開始する商品

ファンド名	商品分類	運用会社
グローバル3倍3分法ファンド	追加型投信/内外	日興アセットマネジメント
(1 年決算型) / (隔月分配型)	/資産複合	

取扱開始日 2019年9月3日(火)

3. 主な特徴

- ●実質的に、世界の株式、REIT および債券などに分散投資を行ない、収益の獲得をめざします。
- ●世界の株式やREIT に加えて、株価指数先物取引や国債先物取引などを活用することで、信託財産の純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。
- ●1 年決算型は、毎年9月21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、収益分配方針に基づき分配を行ないます。(※)
- ●隔月分配型は、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の21日(休業日の場合は翌営業日) を決算日とし、収益分配方針に基づき分配を行ないます。(※)
- (※)分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

ちば興銀では今後もお客さまニーズに幅広くお応えできるよう商品ラインナップの 見直しを行い、ご満足いただけるよう努めてまいります。

※投資信託ご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書) の内容をよくお読みいただき、ファンドの内容を充分にご理解のうえ、お申込み ください。

株式会社 千葉興業銀行 登録金融機関:関東財務局長(登金)第40号 加入協会名:日本証券業協会

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行ではご購入、ご売却のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定および運用は各運用会社が行ないます。
- 投資信託は、投資元本が保証されている商品ではありません。また、過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 組入れ有価証券(株式・債券等)等の価格は、株式指標、金利、その他有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が 十分な流動性の下で行えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。
- 外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託のお申込に当たっては、当行所定のお申込手数料(最大 3.24%[税込み])がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(最大で基準価額の 0.5%)がかかります。また、保有期間中には、信託報酬(実質最大 2.376%[税込み]程度)がかかるほか、組入れ有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません)がかかります。なお、当該手数料の合計額については、お客さまがファンドを保有される期間等により異なりますので、表示することができません。また、上記の費用については、作成時点のものであり今後変更になることもございます。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき、ファンドの 内容を十分にご理解のうえお申込ください。